

平成30年

April

4月号



職場内でお知らせの回覧をお願いします

# 協会けんぽからの お知らせ 香川支部

今月号の内容

- ① 保険料率の変更
- ② 被保険者氏名変更(訂正)届・被保険者住所変更届の  
手続きの変更
- ③ 健康保険委員への  
登録ご案内

## その1 平成30年4月納付分から保険料率が変わります

健康保険料率

10.23%

前年度より0.01%引き下げ

介護保険料率

40～64歳の方にご負担いただくものです。

1.57%

全国健康保険協会香川支部長の美馬です。

平素は協会けんぽの事業運営にご理解ご協力をいただきお礼申し上げます。

香川支部の被保険者および事業主様に納めていただく保険料率は、平成30年度は標準報酬月額額の10.23%と、前年度より0.01%引き下げとなりました。保険料率は、支部毎に一人当たりの医療費を基に算定されますので、多くの加入者の皆様が適正かつ効率的な医療費の支出に努めていただいた結果です。

これからも健やかに過ごされることを祈念いたします。

## その2 日本年金機構からのお知らせ 被保険者氏名変更(訂正)届・被保険者住所変更届の 手続きが変わります!



マイナンバーを活用した行政手続きの簡素化及び事業主の事務負担軽減を図るため、平成30年3月から日本年金機構への被保険者の氏名変更届・住所変更届の提出が原則不要となりました。

### ● 手続きはどのように変わりますか?

被保険者の皆様の氏名・住所の変更情報については、日本年金機構がマイナンバーを活用して住基ネットから取得し、協会けんぽに情報提供を行います。

協会けんぽでは、日本年金機構から提供を受けた変更情報をもとに氏名変更による新しい保険証を事業主の皆様にお送りします。

### ● 古い保険証はどうすればよいですか?

事業主の皆様におかれましては、新しい保険証が届きましたら、被保険者の方にお伝えいただき**それまでお使いの保険証と交換の上**、お渡してください。



### 郵送先(居所)の登録について

住民票上の住所以外にお住まいの場合は、協会けんぽや日本年金機構からのお知らせの郵送先(居所)を登録いただくことが可能です(健康保険・厚生年金被保険者及び被扶養配偶者に限ります。)。詳しくは管轄の年金事務所へお問い合わせください。

### ❗ ご注意ください!

#### 1 被扶養者について

氏名変更の届出省略は行われなため、**従来同様に被扶養者異動届**により変更の届出を日本年金機構へお願いします。

#### 2 被保険者の方であっても70歳以上の方やマイナンバーを届出していない方について

氏名変更・住所変更の届出省略ができない場合があります。詳しくは管轄の年金事務所までお問い合わせください。





## その3 健康保険委員への登録をおすすめします



- 医療費が高額になりそう……
- 出産するときの手続きはどうすればいいのか……
- 病気療養のため長期欠勤したいが、休業補償はあるのか……

職場でこんな相談を受けたとき、適切なアドバイスができる方はいますか？

健康保険委員に登録すると、必要な健康保険の知識が身に付けられます

協会けんぽから  
制度改正等の **情報提供**

協会けんぽが  
実施する **研修会**



このページをFAXするだけで登録完了!

活動内容や応募条件についての詳細は協会けんぽホームページをご覧ください。

**FAX/087-811-4550**

協会けんぽ香川支部企画総務グループ行

### 健康保険委員(申込)推薦書

次の者を健康保険委員として適任と認め、推薦します。

健康保険委員氏名	健康保険証の 記号-番号	—	
事業所名称	電話番号		
事業所所在地			
事業主氏名	①	平成	年 月 日

 **全国健康保険協会 香川支部**  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kagawa/>  
〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

メルマガ登録大募集中!



申請書等のお手続きは郵送でお願いします

保険証再交付、保険給付、任意継続保険

業務グループ TEL:087-811-0572

医療費のお知らせ、交通事故等

レセプトグループ TEL:087-811-0573

情報提供サービス、健診、保健指導等

保健グループ TEL:087-811-0574

健康保険委員、健康経営

企画総務グループ TEL:087-811-0570